

韓国知財の最新動向

2021年5月31日

日本貿易振興機構(JETRO)
ソウル事務所 副所長

土谷 慎吾

概要

1. 韓国知財2020年十大ニュース

2. 2021年の最新動向

(1) 最近施行された法律

(2) 最近公布され、施行待ちの法律

(3) 国会審議中の法案

(4) 新型コロナウイルスと知的財産権

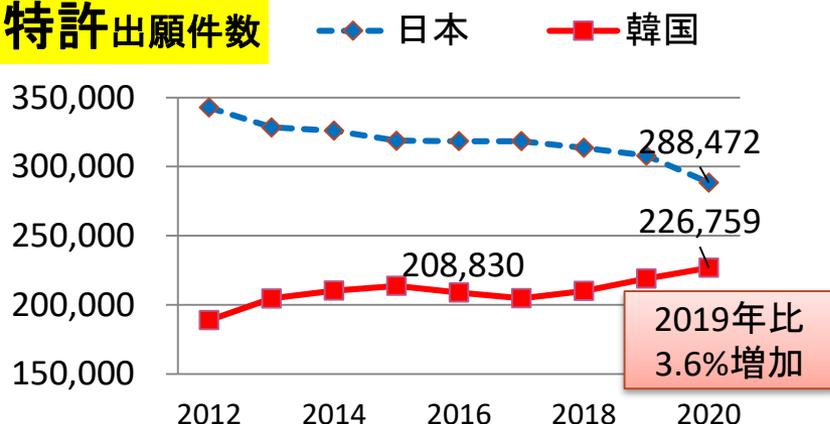
(5) LGエネルギーソリューション v. SKイノベーション

～韓国知財2020年十大ニュース～

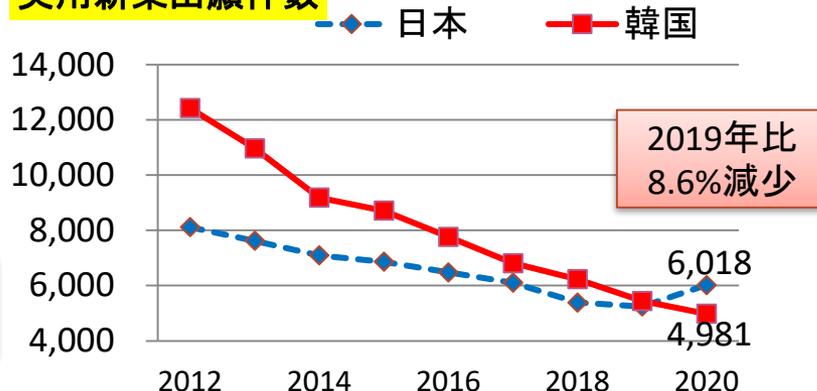
第10位：コロナ禍でも韓国の産業財産権出願は堅調に増加①

2020年、特許・商標出願件数が過去最高を更新
産業財産権全体で過去最高の557,229件

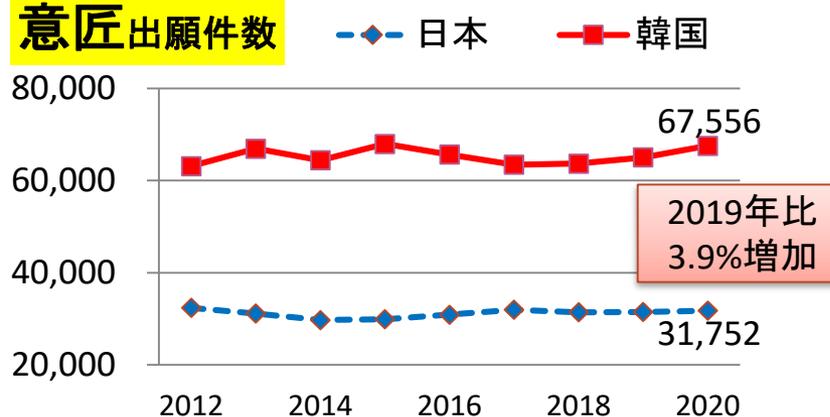
特許出願件数



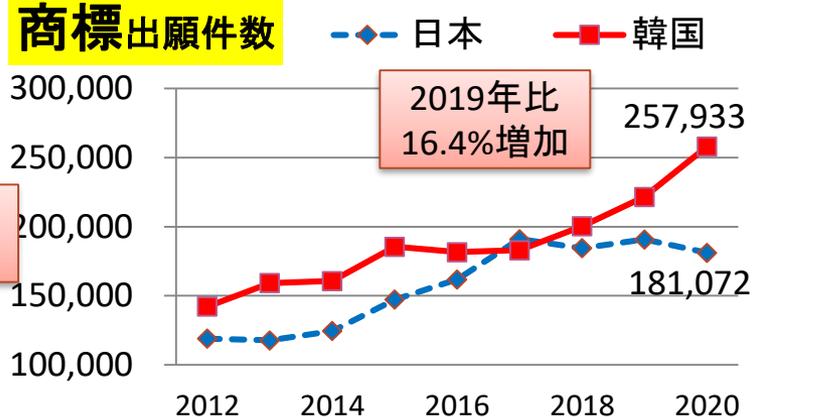
実用新案出願件数



意匠出願件数



商標出願件数



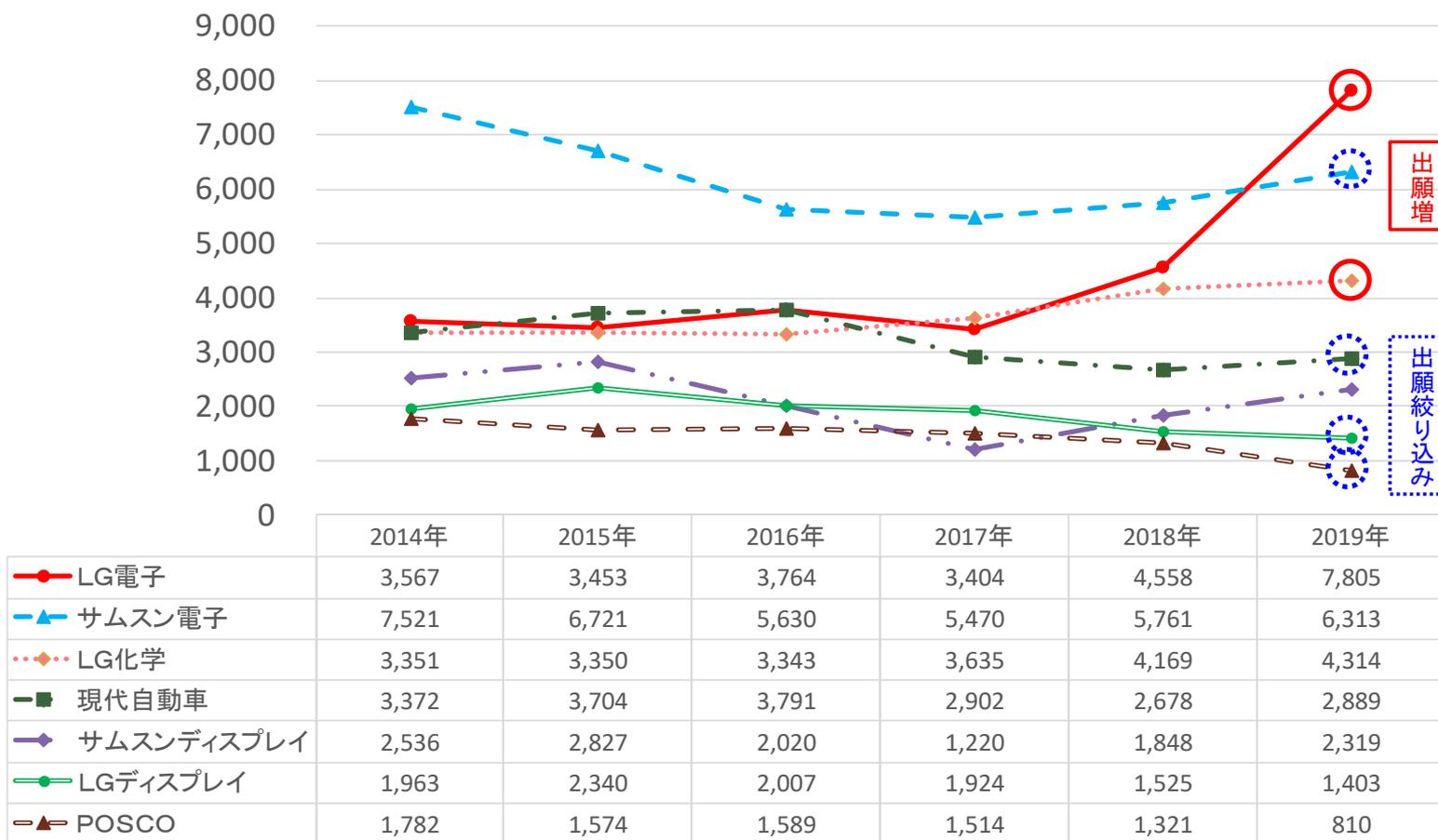
出所：日本特許庁ステータスレポート、韓国特許庁知識財産白書、韓国特許庁知識財産統計月報

～韓国知財2020年十大ニュース～

第10位：コロナ禍でも韓国の産業財産権出願は堅調に増加②

LG電子、LG化学の出願が急伸する一方、出願を絞り込む企業も

＜韓国大企業の特許出願件数＞



出所：2014-2019 年度知的財産白書、知的財産統計年報

Copyright ©2021 JETRO All rights reserved.

～韓国知財2020年十大ニュース～

第9位：臨時明細書制度の導入

2020年3月30日、韓国特許庁は、特許および実用新案を出願する際に、**臨時明細書**を提出することができるよう特許法・実用新案法の改正施行規則を施行。

【臨時明細書制度の概要】

- ・米国の仮出願に類する制度
- ・明細書を決まった出願書式ではなく、論文や研究ノートなどの自由形式で作成して提出することを可能とする。
- ・特許審査を受けるためには、臨時明細書の提出から1年以内に優先権を主張して正式な特許出願を行うか、臨時明細書の提出から1年2か月以内に正式な明細書を提出する必要がある。



- ・韓国特許庁によれば、3月30日の制度開始後10月までに、臨時明細書を提出した特許・実用新案の出願件数は計2,534件、月平均では360件の利用。
- ・電気通信技術(21%)、電算・データ処理技術(14%)、医療技術(9%)など、新技術が多く出現する分野で活用されている。
- ・出願人の類型別では、大企業(39%)が中堅・中小企業(30%)、個人(20%)に比べて利用が多い。

～韓国知財2020年十大ニュース～

第8位：韓国特許庁、「知財権紛争対応センター」を発足

韓国特許庁は、韓国輸出企業の知的財産権紛争における対応支援を強化するため、2020年11月27日、韓国知識財産保護院に「知財権紛争対応センター」を開所し、以下の施策を実施。

①特許紛争における可能性の診断から侵害訴訟対応まで「ワンストップ支援」

素材・部品・設備分野での紛争状況を把握するため、日米欧中の無効審判、異議申立てを含む特許紛争をモニタリングし、紛争対応戦略を支援。

②素材・部品・設備紛争諮問団を運営-KAIST技術諮問団と協業

特許紛争の発生や発生リスクのある素材・部品・設備企業を対象に、特許紛争初動相談を提供するため、KAIST(韓国科学技術院)素材・部品・設備技術諮問団と協業して素材・部品・設備特許紛争諮問団を運営。

③海外におけるKブランドの侵害遮断を支援

海外商標ブローカによる商標無断先取りと海外オンラインショッピングモールで流通される偽造商品に対するモニタリングを、中国からASEAN6か国に拡大し、無断先取りされた商標に対する異議申立て、無効審判などの法的対応、偽造商品のオンライン流通遮断、行政取締り、警告状の発送等の後続処置支援を強化。

～韓国知財2020年十大ニュース～

第7位：韓国特許庁新庁長に金龍來（キム・ヨンレ）氏が就任

○庁長

2020年8月15日、**朴原住**（パク・ウォンジュ）前庁長が退任し、後任として**金龍來**（キム・ヨンレ）前産業通商資源部産業革新成長室長が、第27代特許庁長に就任。韓国特許庁初の技術試験出身者の庁長。



金龍來(キム・ヨンレ)庁長

○次長

2020年12月16日、**千世昌**（チョン・セチャン）前次長が退任し、後任として**金容善**（キム・ヨンソン）前特許審判院審判長が着任。



金容善(キム・ヨンソン)次長

○特許審判院長

2020年12月16日、**朴晟濬**（パク・ソンジュン）前特許審判院長が退任し、後任として**李才雨**（イ・ジェウ）特許審判院首席審判長が着任。



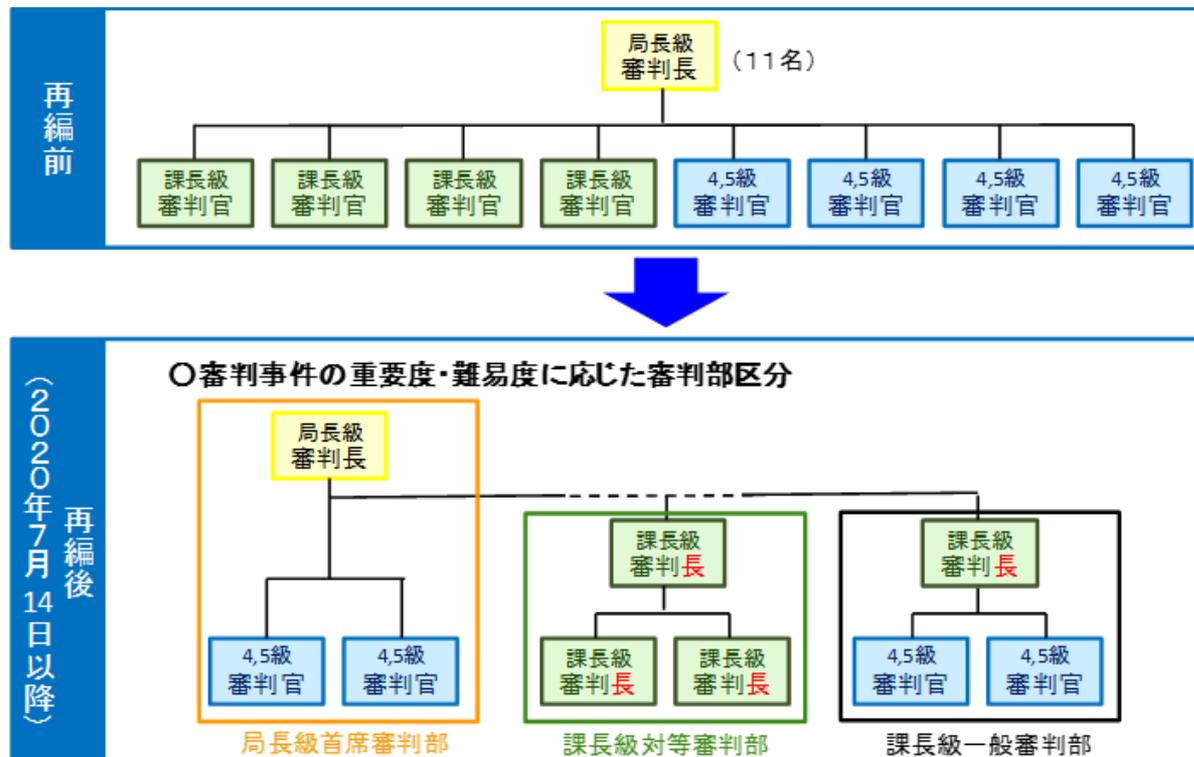
李才雨(イ・ジェウ)特許審判院長

～韓国知財2020年十大ニュース～

第6位：特許審判院の大幅再編

2020年7月14日、特許審判院で大規模再編。

従来、法域・技術分野によって分けられた11の審判部それぞれに局長級の審判長が1人ずつ、計11人配置されており、この11人が課長級以下の審判官96人を率いていたが、**審判長の資格要件を審査・審判・訴訟の経験を備えた課長級まで拡大**することで、定員を増やすことなく**審判部の数を11から36に拡大**。



第5位：コンピュータ・プログラム保護の強化

従来、韓国では、コンピュータ・プログラムが記録された記録媒体は発明の対象となっていたが、**コンピュータ・プログラムそのものは発明の対象となっていなかった。**このため、CDやDVDといった記録媒体に記録されず、**ネットワーク上を伝送されるコンピュータ・プログラムの保護が課題。**



2020年3月11日に施行された改正特許法では、特許権を侵害することを知りながら、**その方法の使用を申し出る行為**を特許発明の実施行為に含めることにより、プログラムのオンライン伝送についても特許として保護を受けられるようにした。

ソウル・ジャパン・クラブ(SJC)を通じて、韓国政府に要望していたもの。
ただし、アプローチは日本と異なる。

～韓国知財2020年十大ニュース～

第4位：韓国型ディスカバリー制度の導入

韓国政府は、自国の知財訴訟制度の魅力と国際競争力を高めるため、ディスカバリー制度の導入を模索。



その後の検討の中で、ドイツ式の「専門家証拠調査」導入と既存の資料提出命令を強化する方向で立法することとなり、2020年8月～9月にかけて、特許法、実用新案法の改正法案が国会に提出された。内容は、2020年10月に施行された、日本の査証制度に近いもの。



韓国産業界からは外国企業が悪用するのではないかという懸念が出ており、韓国特許庁は法案を提出した議員とともに、2021年第1四半期まで産業界、経済団体などと懇談会、公聴会などによる十分なコミュニケーションを図り、法案を修正・補完していくとしている。

～韓国知財2020年十大ニュース～

第3位：懲罰的損害賠償制度の導入と生産能力を超える部分への損害賠償の拡大

<懲罰的損害賠償制度の導入>

他人の特許権や営業秘密を故意に侵害した場合に、損害額の最大3倍まで賠償責任を負わせる懲罰的損害賠償制度を導入する改正特許法および不正競争防止法が、2019年7月9日に施行。



商標法、デザイン保護法でも同制度を導入する改正法が2020年10月20日に公布・施行

<生産能力を超える部分への損害賠償の拡大>

特許権者が特許権の侵害者に対して損害賠償を求める際、従来は特許権者の生産能力を超える部分について請求することができなかった



- ・本改正によって、超過部分についても実施料相当額を請求できるようになる。
- ・特許法は2020年12月10日施行
- ・商標法、デザイン保護法、不正競争防止法についても、2021年6月施行予定
- ・2020年4月1日に施行された日本の改正特許法第102条と同様の改正。

～韓国知財2020年十大ニュース～

第2位：実用新案法の大幅改正案①

韓国産業通商資源部は、2020年9月25日、実用新案法の一部改正法律(案)の立法予告(日本でいうパブリックコメント、期間は2020年11月4日まで)を実施。

韓国実用新案法の歴史

- 1909年 日本の実用新案法を実用新案令として公布、施行
- 1910年 日本の実用新案法がそのまま適用
- 1946年 米軍政庁のもと制定された特許法の中で「実用特許」として規定
- 1961年 特許法とは別に独立した実用新案法が制定
- 1998年 出願件数の増加に伴う審査滞貨解消のため、**無審査主義**に移行
(現在の日本の実用新案制度に類似)
- 2006年 **審査主義**に回帰

近年出願が減少し、2019年の出願は5,447件(12.6%減)



韓国特許庁は、実用新案制度は特許との差別性が足りず、実用新案であっても求められる進歩性の敷居が高い、また、技術的なアイデアの悪意的な模倣がスタートアップ企業の生態系を脅かしているとの問題意識

～韓国知財2020年十大ニュース～

第2位：実用新案法の大幅改正案②

立法予告時点(2020/9/25)の改正内容

	(現行)実用新案法	(改正法案)小発明保護法
保護対象	・物品の形状・構造またはこれらの組み合わせに関する考案(第4条柱書)	←
登録要件	・新規性(公知・公開されていない発明)(第4条第1項) ・進歩性(通常の技術者が先行発明から、極めて容易に発明できないもの)(第4条第2項)	・新規性(公知・公開されていない発明)(第4条第1項) ・進歩性(通常の技術者が 一つの 先行発明から、極めて容易に発明できないもの)(第4条第2項)
審査請求	・出願日から 3年以内 (第12条第2項)	・出願日から 1年2か月以内 (第12条第2項) ・ 出願された小発明を業として実施しているまたは実施準備中であることが必要 (第12条の2)
出願公開	・最先優先日から、1年6か月後または出願人が申請した場合に公開	・最先優先日から、1年6か月後もしくは出願人が申請または 審査請求した場合 に公開(第14条の2)
存続期間	・設定登録日から出願日後 10年 (第22条第1項)	・設定登録日から出願日後 5年 (第22条第1項)
救済手段	・差止請求権 ・損害賠償請求権など	・差止請求権(権利者等が 登録小発明を業として実施する場合にのみ行使可能)(第28条の2) ・損害賠償請求権など

立法予告後の状況(2021年5月時点)

・日本の2者から、存続期間が短い、審査請求期間が短い、制限的な差止請求権は外国出願人の権利行使を不可能にする恐れがある、等の意見提出。

・**2021年1月22日、改正法案が提出(議員立法)**

(登録要件)第4条第2項但書き新設「但し、2種類以上の考案を利用して作った融合・複合又は結合した考案として、極めて容易に考案した場合でなければ、実用新案登録を受けることができ、この場合、**第1項各号のいずれかに該当する考案は、個別的にのみ考慮する。**」

(登録要件)第4条第8項新設「実用新案登録出願した考案が事業化又は事業化を推進していない場合には、第1項にもかかわらず、実用新案登録を受けることができない。」

→他の改正項目は入っていない。韓国特許庁は、改正案の意味があいまいで運用困難との意見。

～韓国知財2020年十大ニュース～

第1位：新型コロナウイルスの影響と対策①

①新型コロナウイルス対応の知財権支援タスクフォース立上げ（2月28日）

- －被害企業への優先的な知的財産担保融資実行、特許共済事業の掛金納付猶予
- －新型コロナウイルス関連の審査・審判を迅速に実施
- －海外知的財産権のモニタリング、安全・健康関連の偽造商品の取締りを強化

②新型コロナウイルス対策「特許情報ナビゲーション」開通（3月19日）

- －治療剤・ワクチン、診断・検査、防護・防疫などの主要分野別の特許動向調査結果の提供
- －新型コロナウイルスを克服するための国民からの様々な提案、優秀な発明アイデア受付
- －新型コロナウイルスで被害を受けた企業のための多様な支援施策の案内
- －「診断キット」および「ウォークスルー検査ブース」に関する技術情報、企業情報の提供



코로나19 특허정보 내비게이션

다공지 특허서류 제출기간 직관연장 (2차)

다공지 특별재난지역에 특허 수수료 감면 시행

힘이
배는
만국

ENGLISH

「特許情報ナビゲーション」
ウェブサイト

코로나 극복, 국민의 소중한 아이디어가 큰 힘이 됩니다.

<p>특허기술 동향을 알아봅시다.</p> <p>치료·진단·방역 등 주요 특허기술 동향</p>	<p>세계 특허정보를 알아봅시다.</p> <p>치료·진단·방역 등 특허기술 정보</p>	<p>치료·진단·방역 등 특허분석· 동향 보고서</p>	<p>진단키트, K-워크스루 제품안내</p>	<p>피해 및 대응 지원 시책</p>
		<p>연구동향, 논문 등 코로나19 연구포털</p>		<p>국민생활·안전 관련 아이디어 제안</p>

～韓国知財2020年十大ニュース～

第1位：新型コロナウイルスの影響と対策②

③書類提出期間の職権延長（3月31日）

- 書類の提出期限の満了日が3月31日～4月29日の間に到来する案件については、期限を4月30日に**延長**（後に、5月31日までの**再延長**を実施）

④審査官採用を前年比50%以上拡大（4月30日）

- 新規採用の減少が見込まれる中、「一般職公務員6級（審査官）」のキャリア競争採用者を**前年比50%以上拡大して採用**

⑤国際特許出願手数料の納付猶予（5月18日）

- **5月18日から2020年年末まで**、国際特許出願における手数料の納付期間を**1か月猶予**

⑥「ポスト・コロナ時代に備えた専門家懇談会」の開催 （5月27日、6月25日、7月16日）

- ポスト・コロナ時代をリードするコア産業と技術を発掘し、知的財産政策の方向を模索するため、産・学・研のさまざまな専門家を招いて実施

概要

1. 韓国知財2020年十大ニュース

2. 2021年の最新動向

(1) 最近施行された法律

(2) 最近公布され、施行待ちの法律

(3) 国会審議中の法案

(4) 新型コロナウイルスと知的財産権

(5) LGエネルギーソリューション v. SKイノベーション

～2021年の最新動向～

(1) 最近施行された法律

施行済み

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の懲罰的損害賠償の対象拡大

(2020年10月20日公布、**2021年4月21日施行**)

- 2019年7月9日施行法により、営業秘密の侵害行為が懲罰的損害賠償の対象となっていたところ、本改正により、取引の過程で提供されたアイデアを無断で使用してアイデアの提供者に損害を与えた場合 (第2条第1号又目の行為) についても、懲罰的損害賠償の対象とされた (改正法第14条の2第6項)
- 不正競争行為に対する是正勧告に従わない場合、不正競争行為に違反した事実を広報などに公表

～2021年の最新動向～

(2) 最近公布され、施行待ちの法律

公布済み、施行待ち

生産能力を超える部分への損害賠償の拡大（商標法、デザイン保護法、不正競争防止法）（2020年12月1日国会通過、2020年12月22日公布、**2021年6月23日施行予定**）

- 権利者が権利侵害者に対して損害賠償を求める際、従来は権利者の生産能力を超える部分について請求することができなかったところ、本改正によって、超過部分についても実施料相当額を請求できるようになる。
- 特許法について、前述のとおり2020年12月20日に施行済み。

デザイン保護法の保護対象範囲拡大

（2021年3月24日国会通過、2021年4月20日公布、**2021年10月21日施行予定**）

- 投影時計、レーザーバーチャルキーボード、ホログラム等の新技術を基盤とするデザインが保護されるよう、画像を独立した別個のデザインとして規定し、操作又は表示画像に限ってデザイン権の保護を受けられるようにするもの
- 2020年4月1日に施行された日本の改正意匠法と同趣旨の改正

特許審判への専門審理委員の参加（特許法）

（2021年3月24日国会通過、2021年4月20日公布、**2021年10月21日施行予定**）

- 審判専門性を補完するために、変化の速度が速い技術や現場の知識が必要な分野に対する専門性を持つ外部の専門家を審判に参加させる制度

～2021年の最新動向～

(3) 国会審議中の法案①

国会審議中

韓国型ディスカバリーの導入（特許法、実用新案法）

（2020年8月24日、同年9月24日法案提出）

- 特許権、実用新案権の侵害訴訟において、侵害に関する証拠を確保するために専門家による事実調査制度を導入し、**侵害行為が行われている相手方の工場等に対する実効的な証拠調査**を可能とする
- 2020年4月1日に施行された日本の改正特許法第105条の2（**査証制度**）と類似する内容
- **韓国産業界による懸念**があるため、法案を提出した議員と韓国特許庁は産業界、経済団体などと懇談会、公聴会などによる十分なコミュニケーションを図り、修正・補完していく計画（2021年第1四半期までとされていたが、調整が続いている模様）

審判請求期間、再審査請求期間の延長（特許法、商標法、デザイン保護法）

（2020年11月3日法案提出）

- これまで30日以内だった、**審判請求期間及び再審査請求期間を3か月以内に延長**することで、出願人の利便性向上を図る
- これまで建議事項として日本から要望してきたもので、2019年度建議事項に対する韓国政府回答に沿ったもの（拒絶理由通知に対する在外者の指定期間延長についても引き続き求めていく）

～2021年の最新動向～

(3) 国会審議中の法案②

商標の部分拒絶制度導入 (2020年11月6日法案提出)

- 商標登録出願に対する拒絶理由が一部の指定商品にのみある場合、拒絶理由がない残りの指定商品については商標登録を受けることができるようにする部分拒絶制度を導入する (第55条修正)
- 審査官の商標登録拒絶決定後、指定商品の範囲を減縮する等により、その拒絶理由を簡単に解消できる場合には、必ず審判手続を経ることなく、審査官に再審査を請求することができるようにする (第55条の2新設)

自動車の修理部品 (スペアパーツ) に対するデザイン権効力制限

(2020年12月14日法案提出)

- 完成車メーカーで生産された自動車の原型復元や部品の交換・修理等、整備を目的に使われる代替部品に対しては、デザイン権の設定登録後5年が経過した場合、完成車メーカーのデザイン権に対する効力を排除する (第94条第3項新設)
- 英国、イタリア、スペイン、オランダなどで導入済みの制度であり (日米中は導入していない)、2020年10月には、ドイツで同様の法案が可決成立。台湾でも同様の法案が上程中。
- 韓国特許庁は、意匠権の正当な利益の侵害、TRIPs協定への抵触、他産業との公平性、米国、日本、フランスなどの主要な者自動車生産国で制度を導入した事例がない、等の理由から慎重な立場。

～2021年の最新動向～

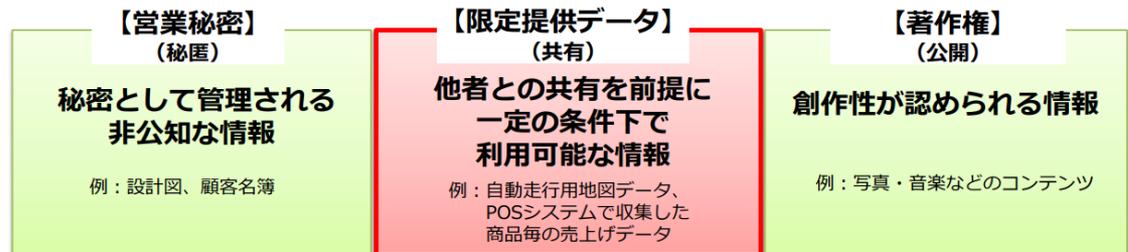
(3) 国会審議中の法案③

「(日本でいう) 限定提供データ」の不正取得・使用等に対する民事措置の創設 (不正競争防止法) (2021年1月21日法案提出)

- 「データの不正使用行為」を法律に明確に規定して、その不正取得・使用等を不正競争行為とする (第2条第5号及び第6号の新設等)
- 「技術的制限手段」の効果を妨げる行為に対する規律の強化

損害賠償請求権 + 差止請求権あり
今般措置する内容 (現行法では民法不法行為に基づく損害賠償請求権のみ)

日本の不競法改正説明資料
 出典: 経済産業省知的財産政策室



価値あるデータのうち、**一定の要件を満たしたデータを「限定提供データ」とし、悪質性の高いデータの不正取得・使用等**を不正競争防止法に基づく「不正競争行為」と位置づけることにより、**救済措置として差止請求権等を設ける。**

【第2条第7項 (定義)】
 この法律において「限定提供データ」とは、**業として特定の者に提供する情報として電磁的方法により相当量蓄積され、及び管理されている技術上又は営業上の情報 (秘密として管理されているものを除く。)**をいう。

パテントボックス税制 (租税特例制限法) (2021年4月5日法案提出)

- 中小企業又は中堅企業が独自で開発しているか、韓国人から移転・貸与を受けた特許等を事業化して発生した所得に対し、所得税及び法人税を25% (中堅企業は20%) 減免する。

～2021年の最新動向～

(4) 新型コロナウイルスと知的財産権①

背景

○知的財産(特許)権と医薬品アクセスは、古くて新しい問題

【権利保有者側(主に先進国)の意見】

- ・新たな医薬品の開発には多大な投資が必要であり、特許制度による保護が不可欠。
- ・特許制度による技術の早期公開が新たな医薬品開発の礎となっている。
- ・医薬品生産体制が整っていない国々には、無料もしくは安価に医薬品を供給する、通常実施権を許諾(ライセンス)するなどの取組を行っている。

【権利者非保有者側(主に発展途上国)の意見】

- ・特許権の存在によって医薬品の価格が高止まりし、医薬品アクセスが困難となっている。
- ・医薬品に関する権利を制限すべき。



新型コロナウイルスの世界的蔓延により、
改めて医薬品アクセス問題がクローズアップ

～2021年の最新動向～

(4) 新型コロナウイルスと知的財産権②

ウェイバー提案

○2020年10月2日、南ア及びインドがTRIPS ウェイバー提案(※)を提出

※TRIPS協定第2部の第1節(著作権及び関連する権利)、第4節(意匠)、第5節(特許)、第7節(開示されていない情報の保護)の実施・適用、及びこれらに関する第3部のエンフォースメントに係る義務について、COVID-19の予防、封じ込め、治療に関するものは免除することを、一般理事会において決定すべきとする提案(IP/C/W/669)。

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/C/W669.pdf&Open=True>

【各国の立場】

賛成: 途上国(約60か国)、米、中、露、仏、西、伊

反対: 日、独、英、スイス

韓国政府は態度を保留するも、国会にウェイバー提案に賛成する決議案が提出されている。

○2021年4月5日、チャン・ヘヨン議員(正義党)外13人による「COVID-19の対応に向けたTRIPS協定一部条項適用の一時猶予を促す決議案」が提出

○2021年5月12日、ジョン・ヒェスク議員(共に民主党)外134名による「COVID-19ワクチン知的財産権の一時的免除への支持及び全世界的なワクチン共同開発を促す決議案」が提出



2021年4月29日の韓国国会前記者会見の様相
(出典: ニュース1)

～2021年の最新動向～

(5) LGエネルギーソリューション v. SKイノベーション

2019年4月29日	<p>①LG化学(分社化前)、米国国際貿易委員会(ITC)とデラウェア州連邦地方法院にSKイノベーションを二次電池営業秘密侵害で提訴(LG→SK)</p> <p>→LG化学は、SKイノベーションが自社のコア人材を大規模に引き抜き、この過程を否認するために組織的な証拠隠滅をしたと主張。LG化学は、これに先立ち、2017年10月と2018年4月、2回にかけてSKイノベーションに営業秘密や技術情報などの流出可能性の高い人材に対する採用手続きを中断してほしいという要請が盛り込まれた内容証明を送っていた。</p>
2019年5月8日	LG化学、「産業技術の流出防止及び保護に関する法律違反」などの疑いで、SKイノベーションと人事担当職員などをソウル地方警察庁に刑事告訴(LG→SK)
2019年6月10日	SKイノベーション、ソウル中央地方法院にLG化学を相手に「名誉棄損損害賠償及び債務不存在確認請求訴訟」提起(SK→LG)
2019年9月3日	②SKイノベーション、二次電池の特許侵害でITCにLG化学提訴およびデラウェア州連邦地方法院にLG化学とLG電子を提訴(SK→LG)
2019年9月26日	③LG化学、ITCとデラウェア州連邦地方法院にSKイノベーションを相手に特許侵害で反訴(LG→SK)
2019年10月22日	SKイノベーション、ソウル中央地方法院にLG化学を相手に「特許侵害訴訟取下げ及び損害賠償請求訴訟」提起(SK→LG)
2020年2月14日	①ITC、営業秘密侵害訴訟につき、SKイノベーションに対して早期敗訴決定(予備決定)
2020年8月27日	ソウル中央地方法院、SKイノベーションのLG化学に対する特許侵害訴訟取下げ及び損害賠償請求訴訟1審判決(LG化学が勝訴)
2021年2月10日	<p>①ITC、営業秘密侵害訴訟に最終決定。</p> <p>→SKイノベーションに対し、LGエネルギーソリューションの営業秘密を侵害するリチウムイオン電池、単電池、電池モジュール、電池パックおよびこれらの部品の輸入を今後10年間禁じる一方、</p> <p>1) 特定のFord Motor社製車両用にSK社が米国内で製造する電池の部品の輸入については4年間、Volkswagen of America社製車両用にSK社が米国内で製造する電池の部品の輸入については2年間、および、</p> <p>2) 米国内でKia社製車両用に販売された電池の修理・交換で使われる材料の輸入は許される」旨の限定排除命令。→バイデン大統領による拒否権行使期限は、4月11日。</p>
	両社によるロビー活動
2021年4月11日	SKがLGに対し、約2000億円を支払うことで和解。

韓国 I P G の概要

日系企業による知財に関する情報交換グループ（IPG）として2010年に立上げ。2017年11月に日本国内の韓国知財ネットワークと統合し、メンバー195社・団体、316名(2020年11月現在)

韓国IPGの主な活動

IPG セミナーの開催

韓国政府への建議
(ソウルジャパンクラブ(SJC)
知財委員会と連携して実施)

IPG Informationの発行

(広報誌、韓国現地職員
向けに韓国語版も発行)

税関職員向け真贋判定セミナー

(韓国貿易関連知識財産権保護協会
(TIPA)の協力で実施)

2018年度開催実績
ソウル、仁川、釜山、光州

入会ご希望の方は「韓国IPG」で検索！

韓国IPG



(ご参考) ジェトロ韓国知財ウェブサイト

韓国知財ウェブサイトによる知財情報発信

- 韓国知的財産ニュース
(メルマガも月2回発行)
- 法律改正情報、政策情報、統計情報
- 知財判例データベース
(2001年以降の知財判例500件以上について
概要や専門家からのアドバイスを蓄積)
- 各種調査報告、マニュアル等

The screenshot shows the JETRO Korea IP website interface. At the top, there is a search bar and navigation links for 'JETRO 日本貿易振興機構(ジェトロ)', '海外ビジネス情報', 'サービス', and '国・地域別に見る'. Below this, a blue header bar displays '韓国' with a Korean flag icon and a '韓国のコメンタリー一覧' link. The main content area is titled '知的財産に関する情報' and is divided into '知的財産ニュース' and 'お知らせ'. The '知的財産ニュース' section lists several articles with dates and titles, such as '2017年12月26日 GDPと人口比、韓国の特許出願件数は世界1位'. The 'お知らせ' section lists events like '2017年12月28日 韓国知財セミナー「第四次産業革命時代の韓国の最新知財動向」'. A sidebar on the right contains a 'Pickup' section with links to newsletters and a 'リンク' section. At the bottom, a 'マニュアル' section is visible with a table of contents.

マニュアル類

模倣・侵害対策マニュアル

- 特許侵害対応マニュアル (2.6MB) 2013年3月
- 韓国進出のための知的財産経営マニュアル (2.4MB) 2012年3月
- 営業秘密流出対応マニュアル (4.3MB) 2015年3月

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>



(ご参考) 韓国ライセンスマニュアル

特許庁委託事業

韓国ライセンスマニュアル

2021年3月

独立行政法人 日本貿易振興機構
ソウル事務所

韓国ライセンスマニュアル(2021年3月発行)

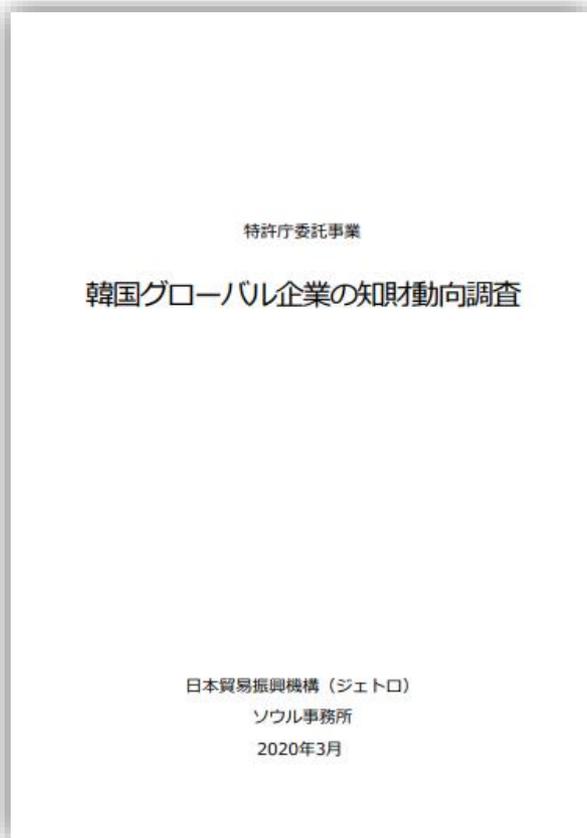
- ・ライセンスに必要とされる法制度や税制などを解説

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/kr/ip/pdf/2021_lisence.pdf

PDF版は
こちらから



(ご参考) 韓国グローバル企業の知財動向調査



韓国グローバル企業の知財動向調査(2020年3月発行)

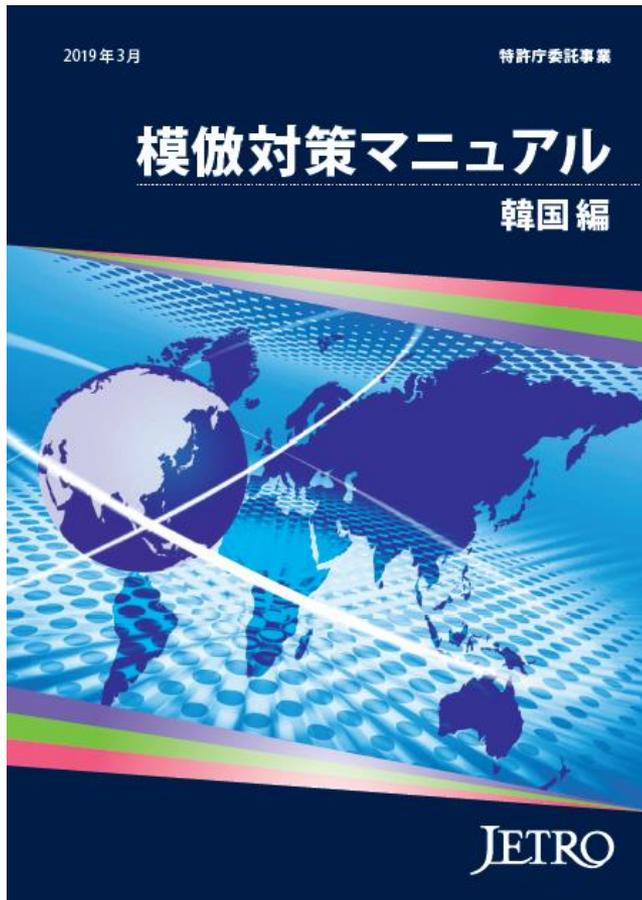
- ・ 韓国大手企業の日米欧中韓への特許・デザイン・商標出願の傾向から、各企業の知財戦略を分析

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/kr/ip/tab1/20200326.pdf



PDF版は
こちらから

(ご参考) 模倣対策マニュアル韓国編



模倣対策マニュアル韓国編(2019年3月発行)

- 2015年3月発行の「模倣対策マニュアル韓国編」から、その後の法改正等を反映
- 相談サンプル、模倣対策事例の補充
- PDF版のほか、希望者に冊子を配布

PDF版は
こちらから

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/kr/ip/pdf/mohou_2018.pdf



ご清聴ありがとうございました! 감사합니다!

ジェトロ・ソウル事務所

- 住所 :
ソウル特別市鍾路区清溪川路41 永豊ビル3階
- TEL :
+82-2-3210-0195
- FAX :
+82-2-739-4658
- メール :
kos-jetroipr@jetro.go.jp
- ホームページ (知財) :
<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>



知財相談も随時行っております (ご来訪、お電話、メール)

★掲載情報については、正確を期すようジェトロソウル事務所においても最大限努力しておりますが、情報の正確性に関する最終確認や採否については、利用者の皆様の責任でご判断くださいますようお願いいたします。

★本資料を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロソウル事務所はその責任を負いません。